

平成26年度 事業計画

| 定款上の事業 | 事業 | 事業目的及び趣旨 | 事業実施に伴う予算額 | | |
|--|--------------------|--|------------|------------|-------------|
| | | | 事業収入 | 事業経費 | 差引額 |
| 学校教育並びに教育上特に必要と認められた事業の援助 (定款第4条第1項第2号) | 1. 愛媛県県立学校教育振興互助事業 | 1. 児童生徒の研究奨励、体育・文化振興活動、青少年健全育成、学校教育活動等に対し、助成金を募集し交付する。(助成金予算額18,000,000円) | 18,074,700 | 19,385,391 | ▲ 1,310,691 |
| | | 2. 愛媛県内の県立学校管理下における児童生徒の死亡又は障害について、死亡・障害等の見舞金を支給することにより、児童生徒や保護者を精神的・経済的に救済・支援する。(予算額500,000円) | | | |
| 会館の貸付及び維持運営 (定款第1項第2号、第3号、第4号) | 2. PTA会館の維持運営事業 | | | | |
| | 1) 公益事業 | 1) PTA会館の会議室を学校・教育関係の団体、地域の住民はじめ広く一般に低廉な価格で貸付け、教育文化、地域、社会の発展に寄与する。 (定款第4条第1項第2号、第4号) | 1,005,000 | 1,932,563 | ▲ 927,563 |
| | 2) その他の収益事業 | 2) 上記事業の適正な維持のため、貸事務所として、一部の部屋を教育関係団体に貸与し、また駐車場をその教育関係団体や民間業者に貸与し上記財源等を補う。(定款第4条第1項第3号) | 12,756,214 | 11,124,488 | 1,631,726 |

事業実施期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

(定 款)

第3条 この法人は、教育振興に関する調査研究を行い、学校教育並びに教育上特に必要と認められた事業を助成し、もって教育文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条第1項 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育振興に関する調査研究
- (2) 学校教育並びに教育上特に必要と認められた事業の助成
- (3) 会館の維持運営
- (4) 会館を学校教育関係の団体に(4) 会館を学校教育関係の団体に供与すると共に、教育関係者及び学生、生徒、児童の会合に充てること。
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業